

住宅リフォームをご検討の方へ！！
村から補助金が交付されます。

住宅リフォーム促進事業 のお知らせ

補助対象者

- ① 阿智村に住民登録し、居住し、かつ住宅を所有している方。
- ② 村税等村への納付金を滞納していない方。
- ③ 過去に当該補助金の交付を受けていない住宅等

対象工事

阿智村内の施工業者による住宅リフォーム工事で、総工費が20万円以上（消費税を除く）のもの
【平成24年3月31日までに完了する工事】
（詳しくは裏面をご覧ください）

補助金額

10万円

申込開始

平成23年4月1日から受付開始

※補助金の交付を受けるには、事前（工事着手前）に申請が必要となります。

※阿智村では、村内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、村民の皆さまの住環境の向上を目的に、リフォーム経費の一部を助成します。

【お申し込み お問い合わせ先】

阿智村商工会 （電話43-2241）
阿智村役場地域経営課（電話43-2220）

住宅リフォーム補助金Q & A

Q 住宅リフォームとは？

A 住宅リフォームとは、家屋の修繕、補修、模様替え及び、増改築を行うことにより、住宅の機能維持、または機能向上を図るための工事をいいます。

Q どんな工事でも補助金対象なの？

A 設備（備品）の購入や設置を目的とした工事、住宅本体以外にかかる工事は対象になりません（冷暖房、給湯器の設置、倉庫、フェンス等の工事）。

対象工事（次のいずれかの工事）

- (1) CO₂ 排出量削減目的・・・高気密、高断熱への改修工事（断熱材や断熱サッシ施工）など。
- (2) 生活への支障改善目的・・・バリアフリー改修など
- (3) 水洗化目的・・・下水道、合併浄化槽接続工事など（水洗化対応便器の導入経費を含む）。
- (4) 災害対策目的・・・耐震改修工事。雪止め、雨どい、土砂災害防止の耐力壁施工など。
- (5) 住宅の長寿命化目的・・・壁、屋根、障子、畳、襖、タイル、躯体や建具の改修など（増改築を含む）。
- (6) その他、村長が認める経費
※集合住宅は居住専用部のうち個人専有部分、併用住宅は居住専用部分を対象とします。

Q 手続きの方法は？

A 必要書類と印鑑をお持ちの上、阿智村商工会（電話 43-2241）へお申し込みください。

（補助対象は平成24年3月31日までに完了報告ができる工事です）

- ① 施工業者から見積書をもらい、工事前の家屋全体と施行個所の写真を撮ります。
- ② 見積書と写真（又はリフォーム計画図）、その他必要書類、印鑑を持参して阿智村商工会で申請書へ記入します。
- ③ 村から「補助金交付決定通知」が届いたら工事に着手します。
- ④ 工事が完了したら、施行個所の写真を撮ります。
- ⑤ 工事完了後の写真、施工業者からの請求書又は領収書、印鑑、振込口座の通帳を持参し、阿智村商工会又は阿智村役場窓口で完了の報告を行います。
- ⑥ 後日、通帳に補助金が入金されます。